≪平成31年度≫

建設業労働災害防止協会 大分県支部

職長・安全衛生責任者能力向上教育のご案内

労働災害防止活動の中心的役割を担当する職長に対する「安全衛生教育（職長教育）」は、労働安全衛生法第60条により、事業者に課せられた責務となっています。

また、統括安全衛生責任者を選任すべき建設工事現場では、下請け事業場は安全衛生責任者を選任し、その者に「安全衛生責任者教育」の実施が義務付けられています。

さらに、労働安全衛生法が改正（平成18年4月施行）され、危険性又は有害性等の調査とその低減措置（リスクアセスメント）の実施が事業者に義務付けられたところです。

つきましては、労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たす役割が益々大きくなっていることを踏まえ、能力向上教育に準じた教育においても安全衛生責任者を加えた講習を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお本講習は、全国土木施工管理技士会のＣＰＤＳ及び建築士会ＣＰＤの申請を行い、その認定を得ております。

記

1　講習日時及び場所

	日	時	場所
第1回	2019年　6月　21日（金）	8 時 50 分 ～ 16 時 00 分	**大分職業訓練センター** 大分市下宗方古川1035-1
第2回	2019年　10月　21日（月）	8 時 50 分 ～ 16 時 00 分	
第3回	2020年　2月　26日（水）	8 時 50 分 ～ 16 時 00 分	

2　定　　員　　50 名

3　対 象 者　　職長及び安全衛生責任者の職務に従事することとなった後、概ね５年経過した者
※申請時に職長・安全衛生責任者修了証のコピーを添付して下さい。

4　受 講 料　　会　員　　7,430　円　　（ 受講料 6,480円、テキスト代 950円 ）
非会員　　8,510　円　　（ 受講料 7,560円、テキスト代 950円 ）

5　講 習 内 容

科　目	講　習　内　容	時　間
職長等・安全衛生責任者として行うべき労働災害防止活動	労働災害の仕組みと発生した場合の対応 職長等及び安全衛生責任者の役割　等	120分
労働者に対する指導又は監督の方法	労働者に対する指導、監督等の方法	60分
	効果的な指導方法　等	
危険又は有害性等の調査・改善の方法	危険又は有害性等の調査の方法	30分
	設備、作業等の具体的な改善の方法	
グループ演習	災害事例研究、危険予知活動　等	130分
合　計		340分

6　申 込 方 法

◎ 申込書に受講料と証明写真１枚(3.0cm×2.4cm)(6か月以内に撮影したもの)を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部又は建設業協会支部(建災防分会)にお申込み下さい。
申込方法は、窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、82円切手を貼った返信用封筒（宛名を記入）を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。

◎ 申込者が50名に達したときは締切ります。申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。

◎ 申込書に記載する氏名、生年月日等は法令で定められた記載項目であり、他の目的では使用しません。

◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。

◎ CPDSを希望される方は、運転免許証等のご本人確認ができるもの（顔写真付）をご持参下さい。

◎ 講習については、録画等による実施状況の記録を行いますのでご了承願います。

◎ お弁当の販売はありませんので、各自でご準備下さい。

◆ 照 会 先　　**建設業労働災害防止協会 大分県支部（略称：建災防）**
〒870-0045 大分市城崎町3丁目3-41
TEL　097(538)0745
FAX　097(538)0323
《ホームページ》 http://www.kensaibo-oita.com/